

【ご注意ください】 永住権申請手続きの代理人について

カナダ移民法によれば、ビザや就学・就労許可、永住権申請手続きを有料で代行できる者は、弁護士か移民コンサルタント協会（IMMIGRATION CONSULTANTS OF CANADA REGULATORY COUNCIL）に登録されている移民コンサルタントと定められています。

<http://www.cic.gc.ca/english/information/representative/index.asp>

こうした権限を有さない留学エージェント等が勝手に申請者のアカウントを作成し、オンラインで申請を行っているケースもある旨、情報が寄せられています。十分ご注意ください。

有料、無料にかかわらず、代理人に申請手続きを委任する場合には、カナダ移民局所定の用紙（Use of Representative）に署名するようにしてください。

<http://www.cic.gc.ca/english/inFORMATION/applications/representative.asp>

中には政府公認とうたいながら、実際は資格を有していない移民コンサルタント（アドバイザー）もいる模様ですので、不明な場合には、移民コンサルタント協会（ICCRC）のホームページにてご確認ください。

<http://secure.iccrc-crcic.ca/search-new/EN>

また同協会の規約によれば、移民コンサルタントの下で働くエージェントやアドバイザーは有料での助言等はできません。

[http://www.iccrc-crcic.ca/admin/contentEngine/contentImages/file/Code of Professional Ethics Sept 2011.pdf](http://www.iccrc-crcic.ca/admin/contentEngine/contentImages/file/Code_of_Professional_Ethics_Sept_2011.pdf)

カナダ移民局による、申請代理人を選ぶ際の注意事項についてもご一読ください。

<http://www.cic.gc.ca/english/information/representative/rep-choose.asp>